

第239回:相続税のない中国

先日さる勉強会に参加して、専門の税理士先生から、相続税改正を踏まえた相続対策の考え方について教わった。わずか一時間のレクチャーだったが法定相続人と相続分から始まり、遺留分割に関する民法の規定、法定遺留分、相続税対策、初めて聞くような事ばかりで、個人的には大変良い勉強になった。5年前に父が死んだとき、筆者に相続知識があれば、顧問税理士に丸投げしないで済んだのに・・・そんな与太話を昨日上海からやって来た中国人に紹介したら、「先生は信託銀行のご出身では？」と痛いところを突いてきた。そのとおり筆者は「相続の専門家」を標榜する信託銀行の出身だが、小なりと云えども一万人の行員を擁する銀行において、業務は融資、年金、不動産等々に細分化されており、各部門はその道の職人たちの集合体である。筆者の33年の銀行員人生で、個人業務に携わったのは初場所・新宿支店の3年だけだ。残る30年は国際部門所属であり、携わった代表的な業務は「ソブリン向け無担保ローンや、ノンリコースのプロジェクト・ファイナンス」と云ったところだが、そう聞いて業務が即理解できる人は少ない。それほど特殊な世界の特殊な業務にどっぷり浸かり、しかもAFP試験すら受ける機会がなかったので、相続や遺産整理の知識はほとんどゼロに近い。法律も知らない訳ではないが、得意なのは日米の破産法、カリフォルニア州のパートナーシップ法、日中租税条約と日常生活には関係ない法律だ。企業が倒産したあと債権者たちが寄って集って資産を争う「企業版相続」は経験したが、これも個人の相続とは関係ない世界だ。

そんな話題を肴に上海の陳君と一盞傾けたが、相続税が存在しない中国人には興味の薄い話題だったようだ。いま中国で貧富の格差は拡大する一方であり、都市部の最富裕層(上位5%)と、最貧困層(下位5%)の世帯年収を比較したところ240倍もの格差が存在し、しかもその格差幅が急速に拡大していることが昨年の北京大学の調査で判明した。2010年に約80倍の格差であったのが、わずか2年で差が3倍に急拡大したことになる。貧富の格差を示す数値に「ジニ係数」と云う指標があり、この数値が1に近づくほど、所得格差が激しいことを示している。一般的に0.4を上回ると警戒ライン、0.6以上は危険ラインと云われている。因みに米国は0.38、日本は0.37で、先進国のなかでは所得格差が大きい部類に入る。一方所得格差が小さい欧州では0.3以下の国も多い。

中国は今世紀に入り、ジニ係数を公表してこなかったが、昨年から数値の公表を再開しており現状中国のジニ係数は0.473だそう。中国の公式統計数値が鵜呑みにできない証拠に、最近北京大学やミシガン大学を中心とする研究グループの調査で明らかとなったジニ整数は0.55と極めて高く、中国政府が発表した0.473との乖離はかなり大きい。かつて中国の西南財経大学が2010年の中国のジニ係数を0.61と算出したこともあるくらい係数にバラつきが大きく、どの数字が正しいか一概には云えないが、百歩譲って中国当局発表のジニ係数0.473が正しいとしても、貧富の格差が極めて深刻な状況にあることに違いない。ジニ係数はローレンツ曲線の特性で、貧困層が少なくてもごく一部の富裕層が巨額の所得を得ている場合には高く計算される。中国は高度成長のお蔭で極端な貧困層の人口は減りつつあるが、腐敗にまみれた特権階級が巨額の収入を得ていることが大きく影響しているようだ。

中国はこれまでの二桁成長から7%台の成長モードに移行しつつあり、中国指導部はこれを言い訳半分

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

で「新常态=ニューノーマル」と呼び、国民を安心させようと躍起になっているが、一定の経済成長を維持するためには中間層の購買力増加が不可欠である。特権階級の富を中間層や貧困層にシフトさせる政策を進めなければ、中国の成長鈍化は長期化する可能性もある。そこでカギとなるのが相続税の問題である。日本も戦後の高度成長の過程で数多くの富裕層が誕生したが、富の再分配の観点から富を一部の富裕層へ集中させず国民全体に広く分配することで福祉国家を実現した。高所得者の所得に高い所得税率や相続税率を課して低所得者の税率を低くする累進課税は、企業家のモチベーションを削ぐような極端な税率さえ課さなければ、富の再分配を実現する税制として有効である。

仮に100億円の資産を持つ一族に相続が発生し、子供二人だとすれば、相続税の存在しない中国では、100億円が第二世代に50億円ずつ相続され、次の第三世代になると、その財産は孫4人に対し各25億円継承される。これが日本だと、MAX55%の相続税が第二世代と第三世代にきっちり課されるので、大雑把に計算すると孫4人は将来各5億円しか継承できない。100億円が孫の世代には5億円×4人=20億円に減られ、国家に収奪された80億円が低所得者に再配分される、これが福祉国家の基本構図である。

中国における腐敗官僚たちの蓄財ぶりは凄まじい。習近平の「トラ退治」により失脚した最大の老虎である周永康(元中央政治局常務委員)、これまでに彼の親族や部下たち300人以上が拘束されているが、ロイター通信は、差し押さえられた資産は900億元(約1兆5千億円)を超えると報じている。もし周永康が失脚せずに済み、かつ今後も中国が相続税を導入しなければ、数百年後に周家の子孫が千人に増えても、一人あたり15億円の財産を保有している計算になる。尤もこれは机上の計算であり、富裕層を子子孫孫まで固定化するようなバカな国は、あと十年も経てば革命で滅びるだろう。

ブレジネフ書記長は母親に自分が偉くなったところを見せて喜んでもらおうと、モスクワへ呼んだ。豪華な執務室や別荘を豪華リムジンに乗せて連れ回すうち、だんだん母親の顔が暗くなっていくので、訳を訊ねたブレジネフに母親は云った。「お前が偉くなってくれたのは、涙が出るほど嬉しいよ。でも、昔のように赤軍が攻めてきたら、お前は縛り首だよ」。これは旧ソ連のアネクドートだが、ブレジネフを中国の政府高官に置き換えても通用するジョークだ。腐敗官僚から見て相続税制度のない中国は税金天国だが、いつ王岐山率いる規律検査委員会に摘発されるか分からない。だから相続税を覚悟の上で隠匿財産を海外に移し、家族には移民手続きを行わせ、本人ひとりが中国に残って蓄財に励み、万一悪事が露呈すれば一気に高跳びしようとする「裸官=裸の官僚」の気持ちよく分かったと、上海の金持ちの友人は酔ってくだを巻いていた。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成26年9月19日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040